



幹 事 連 絡

平成27年1月14日

午後1時零分

清水海上保安部

(問合せ先)

管理課長 牧野 康成

電 話：054-353-1118

FAX：054-353-7118

広 報

1月18日は「118番の日」 ～海の「もしも」は118番～

海上保安庁では、緊急用電話番号「118番」の重要性をより多くの方々に理解していただくため、1月18日を「118番の日」としております。

清水海上保安部では、「118番」の認知度を高め、海難発生時等における速報を図るとともに、間違い電話等の減少を図るため、下記のとおり周知活動を実施します。

取材を希望される社は、平成27年1月16日（金）午後1時まで清水海上保安部管理課 電話054-353-1118まで連絡願います。

記

1 周知活動

(1) 実施日

平成27年1月18日（日）

(2) 実施時間・場所

①時間 午前9時50分から午前10時10分

場所 静岡鉄道 新清水駅改札前

②時間 午前10時40分から午前11時00分

場所 静岡鉄道 新静岡駅改札前

(3) 実施内容

海上保安庁マスコットキャラクター「うみまる」とともに「118番」のPRキャンペーンを実施

(4) その他の周知活動

平成27年1月1日から平成27年2月28日までの間、静岡鉄道において「118番の日」周知用ステッカーを貼付した車両を運行させております。

また、静岡鉄道 新静岡駅ホームに「118番の日」周知用ポスターを掲示しております。

2 118番通報時のお願い

(1) 118番は、次のような場合に通報してください。

①船の事故、海での人身事故等に遭遇又は目撃した。

②海上への油の排出などを見かけた。

③不審な船を見かけた。

④密輸、密航、密漁等の犯罪を見かけた、又は、その情報を得た。等々。

- (2) 以上の場合において、いつ・どこで・なにがあった等を簡潔に落ち着いて通報してください。
- (3) 118番通報は、一般加入電話・公衆電話・携帯電話・船舶電話等から利用できません。

3 参考

(1) 「118番の日」の制定

「118番」は平成12年5月1日から運用が開始されましたが、より一層の周知を図るため、運用開始から11年目の平成23年に、毎年1月18日を「118番の日」と制定しました。

(2) 第三管区海上保安本部への「118番」通報件数

	平成26年	平成25年
有効通報件数 (船舶海難・人身事故等)	778 (0.4%)	892 (0.3%)
間違い・即断等	212,239 (99.6%)	265,359 (99.7%)
合計	213,017	266,251

(3) 清水海上保安部管内での「118番」通報実績

	平成26年	平成25年
清水管内 海難等発生件数	61	68
うち「118番」通報件数	24	23